# 水道法第二十五条の十二第一項に規定する指定試験機関を指定する省令 （平成九年厚生省令第四十七号）

水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第二十五条の十二第一項に規定する指定試験機関として次の者を指定する。

# 附　則

この省令は、平成九年五月二日から施行する。

# 附　則（平成二〇年一一月二八日厚生労働省令第一六三号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

# 附　則（平成二四年八月一六日厚生労働省令第一一六号）

この省令は、公布の日から施行し、平成二十四年四月一日から適用する。

# 附　則（平成二六年一二月一八日厚生労働省令第一三八号）

この省令は、平成二十六年十二月二十二日から施行する。